

平成19年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第1号）

平成19年9月7日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
(議会運営委員長報告・質疑)
- 日程第 3 同意第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 報告第16号 継続費精算報告書の報告について
(報告)
- 日程第 5 報告第17号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 6 報告第18号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 7 報告第19号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 8 報告第20号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 9 報告第21号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第10 報告第22号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第11 議案第73号 契約の締結について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第12 議案第74号 契約の締結について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第13 議案第75号 契約の締結について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第14 議案第76号 財産の取得について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第15 議案第72号 那須塩原市営バス設置条例の廃止について
(提案説明)

- 日程第 1 6 議案第 7 0 号 政治倫理の確立のための那須塩原市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 1 7 議案第 7 1 号 那須塩原市手数料条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 1 8 議案第 5 9 号 平成 1 9 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 2 号)
(提案説明)
- 日程第 1 9 議案第 6 0 号 平成 1 9 年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 0 議案第 6 1 号 平成 1 9 年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 1 議案第 6 2 号 平成 1 9 年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 2 議案第 6 3 号 平成 1 9 年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 3 議案第 6 4 号 平成 1 9 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 4 議案第 6 5 号 平成 1 9 年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 5 議案第 6 6 号 平成 1 9 年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 6 議案第 6 7 号 平成 1 9 年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 7 議案第 6 8 号 平成 1 9 年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 8 議案第 6 9 号 平成 1 9 年度那須塩原市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(提案説明)
- 日程第 2 9 認定第 1 号 平成 1 8 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 3 0 認定第 2 号 平成 1 8 年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 3 1 認定第 3 号 平成 1 8 年度那須塩原市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 3 2 認定第 4 号 平成 1 8 年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)

- 日程第 3 3 認定第 5 号 平成 1 8 年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 3 4 認定第 6 号 平成 1 8 年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 3 5 認定第 7 号 平成 1 8 年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 3 6 認定第 8 号 平成 1 8 年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 3 7 認定第 9 号 平成 1 8 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 3 8 認定第 1 0 号 平成 1 8 年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 3 9 認定第 1 1 号 平成 1 8 年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 4 0 認定第 1 2 号 平成 1 8 年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 4 1 認定第 1 3 号 平成 1 8 年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 4 2 認定第 1 4 号 平成 1 8 年度那須塩原市黒磯水道事業会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 4 3 認定第 1 5 号 平成 1 8 年度那須塩原市西那須野水道事業会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 4 4 認定第 1 6 号 平成 1 8 年度那須塩原市塩原水道事業会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 4 5 認定第 1 7 号 平成 1 8 年度那須塩原市高林財産区特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 4 6 監査委員の審査結果の報告について
(報告)
- 日程第 4 7 議案第 7 7 号 市道路線の認定及び廃止について
(提案説明)

出席議員（31名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	5番	高久好一君
6番	鈴木紀君	7番	磯飛清君
8番	東泉富士夫君	9番	高久武男君
10番	平山啓子君	11番	木下幸英君
12番	早乙女順子君	13番	渡邊穰君
14番	玉野宏君	15番	石川英男君
16番	吉成伸一君	17番	中村芳隆君
18番	君島一郎君	19番	関谷暢之君
20番	水戸滋君	21番	山本はるひ君
22番	相馬司君	23番	若松東征君
24番	植木弘行君	25番	相馬義一君
26番	菊地弘明君	27番	平山英君
28番	人見菊一君	29番	齋藤寿一君
30番	金子哲也君	31番	松原勇君
32番	室井俊吾君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	田代哲夫君
総合政策室長	岡崎修君	総務部長	田辺茂君
総務課長	平山照夫君	財政課長	増田徹君
生活環境部長	松下昇君	環境課長	高塩富男君
市民福祉部長	渡部義美君	福祉事務所長	塩谷章雄君
社会福祉課長	松本睦男君	産業観光部長	二ノ宮栄治君
農務課長	臼井郁男君	建設部長	向井明君
都市計画課長	江連彰君	水道部長	君島良一君
水道管理課長	菊地一男君	教育部長	君島富夫君

教育総務課長	折井	章君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局局長	織田哲徳君
代表監査委員	青山	功君	農業委員会 事務局局長	枝幸夫君
西那須野 支所長	八木源一	君		

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	千本木武則	議事課長	深堀博
議事調査係長	斎藤兼次	議事調査係	福田博昭
議事調査係	高塩浩幸	議事調査係	佐藤吉将

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（植木弘行君） おはようございます。

台風で、大変交通事情の悪い中、ご参集いただきましてご苦労さまでございます。

本日、招集になりました平成19年第4回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、市長提出として、44件の議案が提出されることになっております。議員各位には、慎重に審議を尽くされ、また議会運営につきましても、特段のご協力をお願い申し上げまして開会のあいさつとさせていただきます。

ただいまから平成19年第4回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は31名であります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（植木弘行君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎会議録署名議員の指名

○議長（植木弘行君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員に

27番 平山 英君

28番 人見 菊一君

を指名いたします。

—————◇—————

◎市長あいさつ

○議長（植木弘行君） 市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

まず、台風9号に関する情報を申し上げます。

本日、午前2時前に、神奈川県小田原市付近に上陸した台風9号は、関東甲信越地方を暴風圏に巻き込みながら北上を続け、本県の日光市を通過し、現在福島県会津若松市付近にあるものと思われれます。

本市の現在までの被害状況は、上塩原小滝地区及び新湯地区で、土砂崩れにより国道400号線及び日光もみじラインが全面通行どめとなっております。また、県道下塩原・矢板線も、午前9時から通行どめとなっておりますが、日塩もみじラインにつきましては、午前9時ごろには交通どめが解除できるものではとの情報が入っております。

なお、今回の台風につきましての本市の対応につきましては、塩原支所において土砂崩れによる通行どめの情報等を受け、支所全職員及び消防団を招集いたしまして警戒に当たったところです。また、市内小中学校につきましては、臨時休校の措置をとりました。

次に、今後の被害状況の調査についてですが、午前8時30分から道路と河川につきましては8班体制で、また農作物及び農業施設につきましては4班体制で、それぞれパトロールを実施しております。被害の状況がまとまりましたら、皆様方にお知らせをいたします。

台風9号の状況につきましては、以上とさせていただきます、改めまして9月定例会開会に当たりましてのごあいさつを申し上げます。

本日は、平成19年第4回那須塩原市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さんには、台風の上陸による悪天候の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、去る7月14日に発生をいたしました新潟県中越沖地震の被害に対する支援といたしまして、市民の皆さんからたくさんの義援金が寄せられました。過日、市からの見舞金とともに送金させていただいたところでもあります。被災されました方々には、心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を願うものであります。

このような中、今回の市議会定例会にご提案を申し上げますのは、人権擁護委員の推薦の人事案件1件のほか、19年度の補正予算案件が11件、条例案件が3件、18年度の決算認定案件が17件、その他の案件が5件、さらに報告案件として継続費精算報告書の報告が1件、専決処分の報告が6件の合計44議案であります。

内容につきましては、この後の提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上いずれも重要な案件でございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 市長のあいさつが終わりました。

◇

◎会期の決定

○議長（植木弘行君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催され

ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、20番、水戸滋君。

〔議会運営委員長 水戸 滋君登壇〕

○議会運営委員長（水戸 滋君） おはようございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

第4回本議会定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去る8月31日午前10時より第4委員会室において、委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期につきましては、本日9月7日より9月28日までの22日間といたします。会期内の日程の詳細については、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される議案は、市長提出議案として人事案件1件、補正予算案11件、条例案3件、決算案17件、その他の案件5件、報告7件の計44件であります。

議案の取り扱いについてであります。同意第5号及び議案第73号から議案第76号の計5件については即決扱いといたします。即決案件5件と報告案件7件を除く32件については、関係常任委員会並びに決算審査特別委員会に付託をし審査を行うことといたします。

次に、追加議案について申し上げます。

市長提出による追加議案としては、市の地域ネットワーク整備の関連で、光ファイバー用通信機器の購入が計画されており、9月18日の入札の結果により、財産の取得についての議案の提案が予定されます。

また、議員提出による追加議案としては、この

後述べる請願及び要望の審議いかんによっては意見書の提出などが予定されますが、その際にはいずれも即決扱いといたします。

議案に対する質疑は、先例のとおり扱うこととし、同一議題につき1人3回まで、時間は15分以内で連続して行うことといたします。

討論は、同一議題につき先例のとおり取り扱うこととし、賛成、反対、それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

次に、会派代表質問、市政一般質問について申し上げます。

会派代表質問は、質問回数に制限はなく、質問の1回目に通告したすべての項目を行うことといたします。また、質問時間は50分以内とし、残りの時間については、通告した所属議員による関連質問が行えることといたします。質問通告は1会派であり、日程上9月10日に行うことといたします。

市政一般質問は先例のとおり、質問回数の制限はなく、時間は1人40分以内とし、1回目に通告したすべての項目を行うことといたします。質問通告者は17名であり、日程上9月11日に5名、12日に3名、13日に5名、14日に4名の4日間といたします。

次に、請願・陳情について申し上げます。

請願・陳情は新規に受理したものが1件ずつございます。また、公的機関からの要望が1件、継続審査となっている陳情が2件ございますが、これらの詳細につきましては、配付された請願・陳情等文書表のとおり、関係常任委員会に付託をし審査を行うことといたします。

最後に、水道事業の年間総配水量の調整に関する議会の対応について申し上げます。

水道事業の年間総配水量の調整に関する議会の対応としては、所管の常任委員会であります建設

水道常任委員会で調査を行うことといたします。そのため、委員会開催日を5日間とっておりますのでご了承願います。

以上が、議会運営委員会における審議の結果であります。議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（植木弘行君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 議案第74号、75号、76号、これを即決扱いとしたという理由、今回これを即決にする意味がどこにあるのか私にはわからないんですけれども、それを議会運営委員会ではどのようにして即決とすることに決めたのか伺いたしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 委員長。

○議会運営委員長（水戸 滋君） お答えいたします。

議案第74号から76号であります。まず執行部の説明では、早期に着手し十分な工期を確保しつつ早期に完成を目指すため即決をお願いをしたいと説明がございました。議員の中からは、大変喜ばしいことではあるが、新たに何か新しいものがあるのか、また即決で扱ってよいものかという意見、また他議員からは、即決でも審議しないわけではないので即決扱いでもよろしいと、こういう意見等が出ました。

当委員会としましては、即決扱いという形で了承を見たところでございます。

以上であります。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 議運の委員長への質疑なので、執行機関の方に質疑ができないと思うので限界はあると思うんですけれども、厨房機器

の購入なんかは債務負担行為を設定してありますし、それに、この議案自体が、このところ、去年の12月ぐらいから、実際に設計額でできなくて債務負担を取り消してみたり継続費を取り消してみたり、散々いろいろなことをやって、それに当初、予算を立てたものが、それ以内で大幅に設計額が大きくなったとかということはいわくつきの工事だというときに、このところで15分、私きつと15分与えられている質疑の中で、疑問が解消されない場合、きょう即決というときに、その後十分な調査をしたいという時間を与えられず判断をするということが無理なんですけれども、その辺のところを、議会運営委員会は、十分な審議と十分な調査の時間を置くというところを、どのように判断なさったのか。

本当でしたら、そんなに急いで即決しなければならぬものかを執行機関に聞きたいんですけども聞けないので、議運の委員長代理で教えてください。

○議長（植木弘行君） 委員長。

○議会運営委員長（水戸 滋君） その件につきましては、当委員会の委員の判断でございますので、私は委員長としてその判断を仰いだということでございますので、別に私からは所見を申すことはございません。当委員会の決定であると、こういうことでございます。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 先ほどの委員長の議運の報告の中では、これを即決にすることでいいのかという意見も、委員会の中で出されたと思うんですけども、それに対して、いや本会議のところで十分に審議ができるからいいのではないかと、いうだけで終わりにしたように思うんですけども、これで本当にほかの議運のメンバー以外の方、これを即決でいいということによろしいのでしよ

うか。

私はこれを即決にするかどうか、委員長報告のとおりという部分のところに対して疑義がありますので、委員長に聞いてももうこれ以上出ることはないでしょうけれども、私は、これは十分な審議時間を与えていただきたいというふうに思います。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から9月28日までの22日間とし、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 採決いたします。

本定例会の会期は、本日から9月28日までの22日間とし、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長の報告のとおりとすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植木弘行君） 起立多数。

よって、議会運営委員長報告のとおり決しました。

お諮りいたします。

本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議がありませんので、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。

◇

◎同意第5号の上程、説明、質疑、
討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第3、同意第5号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 同意第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1ページ。

本案は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及・高揚を図るため、本市における人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

人権擁護委員13名のうち、高松勝雄委員が、平成19年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任として、菊地・氏を新たに推薦するものであります。

菊地氏は、県立学校の教員を長く務められた方で、知識が豊富で人望も厚く、人権擁護委員としてふさわしい方です。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第5号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◎報告第16号～報告第22号の
上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第4、報告第16号 継続費精算報告書の報告についてから、日程第10、報告第22号 専決処分の報告についてまでの7件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、報告第16号から報告第22号までの7件を一括議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） 報告第16号から報告第22号までにつきまして、一括してご報告を申し上げます。

まず、報告第16号 継続費精算報告書の報告について申し上げます。

議案書40から41ページ、議案資料はございませ

ん。

本件は、一般会計に係る平成18年度那須塩原市継続費精算報告書を調製いたしましたのでご報告を申し上げます。

(仮称)塩原公園温泉整備事業につきましては、平成17年度、平成18年度の2年度にわたる継続事業として実施いたしました。

施設につきましては、施設内から流出する温泉を利用し、地域資源を最大限生かした塩原温泉を象徴する特色ある拠点施設として整備してまいりました。

事業費につきましては、予算総額5億円に対しまして4億9,999万9,500円を支出したものであります。

太夫塚公園体験学習施設新築工事につきましても、平成17年度、平成18年度の2年度にわたる継続事業として実施いたしました。

西那須野地区中心市街地活性化基本計画に位置づけられた地域活性化拠点公園整備事業の一環として、まちづくり交付金事業により実施いたしました。

施設は、延べ床面積1,620.91㎡で、主な用途は体験学習室、保育室、図書コーナー、多目的ホール、調理室、会議室、講座室、和室となっております。

この工事の事業費につきましては、予算総額4億5,675万円に対しまして、予算と同額の4億5,675万円を支出したものであります。

続きまして、報告第17号から報告第22号までにつきましてご報告を申し上げます。

これらは損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分事項のご報告であります。

議案書42から53ページとなります。議案資料はございません。

まず、報告第17号につきましてご報告いたしま

す。

本件は、市道路線の管理瑕疵に起因する事故によるもので、平成18年10月7日、千本松地内の市道幹I-16号線上の倒木により、通行車両右側のドア等を損傷したものであります。

協議の結果、道路管理者としての過失割合が10%で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金4万447円を支払うことで和解が成立いたしました。

次に、報告第18号につきましては、平成19年7月10日、金沢地内の県道矢板・那須線で発生した交通事故によるものであります。

事故の状況につきましては、右折中の相手方大型トラックと、市側トラックとが衝突し、車両が破損したものであります。

両者協議の結果、市側80%、相手方20%の過失割合で示談が成立し、相手方負担額3万4,800円を相殺し、損害賠償金として25万3,572円を市から相手方に支払うことで和解が成立いたしました。

次に、報告第19号につきましては、平成19年6月26日、下厚崎地内において発生いたしました車両の衝突事故によるものであります。

事故の状況につきましては、市管理道路を整備中の市のダンプトラックが、後方不注意により駐車中の車両に衝突し、その一部を損傷させたものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金15万3,112円を支払うことで和解が成立いたしました。

次に、報告第20号につきましては、平成19年6月8日、西三島二丁目地内で発生いたしました交通事故によるものであります。

事故の状況につきましては、市側車両が交差点に進入した際、一時停止のある道路から進入してきた相手方車両が、当方車両左側助手席ドア付近

に衝突したものであります。

両者協議の結果、市側20%、相手側は80%の過失割合で示談が成立し、それぞれの損害賠償金について、市から相手方に4万1,450円を支払い、相手方は市に24万5,809円を支払うことで和解が成立いたしました。

次に、報告第21号につきましては、平成19年6月30日、板室落ち合いの市道板室・沼ツ原線で発生した交通事故によるものであります。

事故の状況につきましては、市有バスがカーブを走行する際、センターラインを超え、相手方車両に接触し車両を損傷したものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、損害賠償金として11万5,332円を市から相手方に支払うことで和解が成立いたしました。

次に、報告第22号につきましては、市道路線の管理瑕疵に起因する事故によるもので、平成19年3月19日、永田町地内の市道201号線で、自動車下部が下水道マンホールと接触しオイルパンを損傷しエンジンを破損したものであります。

両者協議の結果、市側40%、相手方60%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金22万1,864円を支払うことで和解が成立いたしました。

以上、7件につきましてご報告申し上げます。

○議長（植木弘行君） 報告説明が終わりました。

◇

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第11、議案第73号 契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第73号 契約の締結について提案の説明を申し上げます。

議案書18ページ、議案資料21ページ。

本案は、黒磯文化会館大ホール照明設備改修工事について契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

現在の大ホールの照明は、昭和57年に文化会館が建築されて以来25年が経過し、設備や器具等の劣化が相当進んでおり、これらの改修のために工事を行うものであります。

契約につきましては、条件付一般競争入札方式を取り入れ、参加申請のあった6つの特定建設工事共同企業体で、紙入札方式により執行いたしました。

この結果、大向・大晃・太田特定建設工事共同企業体が、1億7,094万円で落札をいたしましたので、当該企業体と契約するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 黒磯文化会館の大ホールの照明設備改修工事、この契約の方法で条件付一般競争入札をとったという、この条件について教えてください。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

条件につきましては、資格要件として何点かございます。

大きな項目で9件ほど上げておりますけれども、まず1点目として、特定建設工事共同企業体の構成員として要件を提示してございます。それは、地方自治法の施行令の167条の4に指定する、該

当しないものである。これは、一般競争入札の参加の資格に該当しなくて、いわゆる参加できない者といった基準に該当しないものであるという条件をつけられます。

そのほか、市における平成19年、20年度の建設工事入札参加資格を有している者であるとか、市の電気工事のAまたはB級の格付を有している者であるかどうか、そのほか市内に建設業法に基づく本店があるとか、そのほか指名停止中の者でないこととかの諸要件を、条件をつけまして、それらの提出を求めた後に、資格審査会を開いて審査の中で決定をしたと、こんな条件になっています。

以上です。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 今までの指名競争入札とどの程度違うんですか。どんな違いがあって、どんな効果がこの条件付一般競争入札でやったという、何かすごく前進したような気がしたんですけども、今の条件を聞いたら、何か指名するであろうところが出てくるようなものでないかなと、今までと何ら変わりがないような気がしたんですけどもいかがですか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） これまでの指名競争入札と大差ないのではないかとおっしゃいましたが、まずそのように考えられる一番の大きな要件は、市内に本店があるということ、だというふうに思います。

ただ、これまでの指名競争入札においては、ランクごとに、Aランク何社、何社、あるいはBランクということで、ランクごとに発注計画に基づいて発注しておりますけれども、今回はJVということもあって、ABの中で全社が参加できる業者として指定をして、JVを組んでやったということで、従来の指名競争入札とは、そういう面

の門戸は広げていますし、条件としてはある程度資格要件を、いわゆるきつくしているといえますか、定めたものというふうに考えています。

以上です。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） この予定価格を算出するために、こういう場合というのは、企業に見積もりを、ある程度、問い合わせをするということは、こういう工事のときにはするのでしょうか。

もししたとしたら、どこにしたのか。もうしていない、しなくて自分たちで予定価格を算出するのに、別に企業から見積もりを申請しなくたってできるんだといえば、そういう答弁になると思うんですけども、そのところを聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） まず基本的なことを私の方からお答えいたしますけれども、予定価格は予定価格を算出するための一つの基礎資料として設計額がありますので、設計額を参考に予定額を設定しているということでございます。

その設計については、どこでお答えをしていた

たく。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 設計につきましては設計業者に委託をして設計をしているということでございますので、工事のときと同じやり方でやっております。

以上です。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終
結いたします。

これより採決いたします。

議案第73号については原案のとおり決すること
で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第74号及び議案第75号
の上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。
日程第12、議案第74号 契約の締結について、
及び日程第13、議案第75号 契約の締結について
の2件を一括議題としたいと思いますが、異議ご
ざいせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。
よって、議案第74号及び議案第75号の2件を一
括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第74号及び議案第75号
については、（仮称）三島学校給食共同調理場の
新築工事に関する契約の締結についての議案であ
りますので、一括して提案の説明を申し上げます。

議案書19、20ページ、議案資料22、23ページ。

まず、議案第74号につきまして説明を申し上げ
ます。

本案は、平成21年4月から稼働を予定しており
ます（仮称）三島学校給食共同調理場新築工事請
負契約を締結するためのものであります。

この調理場は、西那須野学校給食共同調理場が、
建設後29年を経過し老朽化していることから、東
三島六丁目地内に新築するもので、鉄骨づくり、
2階建て、延べ床面積1,932.37㎡で、5,000食を
供給できる施設であります。

5,000食規模の共同調理場としては、県内初と
なるオール電化方式を採用したことにより、衛生
や対応面での安全性とクリーンな調理環境を確保
し、より安全な給食が供給できることや、夜間電
力を熱源として活用することなどにより、環境負
荷の軽減を図れるものと考えております。また、
特別調理室を設け、食物アレルギーに対応できる
給食への取り組みも進めてまいりたいと考えてお
ります。

契約につきましては、条件付一般競争入札方式
を取り入れ、参加申請のあった7つの特定建設工
事共同企業体で電子入札により執行いたしました。

その結果、生駒・万・大鹿特定建設工事共同企
業体が2億6,743万5,000円で落札をしたもので、
当該企業体と契約するものであります。

次に、議案第75号につきましてご説明を申し上
げます。

本案は、（仮称）三島学校給食共同調理場新築
機械設備工事請負契約を締結するためのものであ
ります。

契約につきましては、建設工事と同じく条件付
一般競争入札方式を取り入れ、参加申請のあった
3つの特定建設工事共同企業体を指名し入札を行
った結果、小出・佐藤・エムアイ特定建設工事共

同企業体が2億9,925万円で落札したもので、当該企業体と契約するものであります。

以上、2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 先ほどと同じように、74号、75号の、この条件付一般競争入札の条件をそれぞれ教えてください。

それと、何せこれ3回聞いて、それでこの議案がいいかどうかをここで判断しろということですので、ここできちんとした確認がとれないと、私は間違った判断をするといけないので詳しく聞きますけれども、先ほどこの予定価格はきつと同じ答えが出るんだと思うんです。企業、何かのプラントなんかだったら、それぞれの企業に見積もりを申請して、そこからはじき出して、はじき出すということをしていきますけれども、設計業者が調査して設計額を算出して予定価格になると。そのときに、設計業者が設計額を算出した金額、そのままを予定価格にするのではないと思うんですよ。

そのときに、どういうルールというか、それはきつと市長と、本当に何人かで、その予定価格、最後に決めるんだと思うんですけれども、この辺のところ、予定価格を算出するために、どういう判断で設計業者が出してきた、設計額イコールではないと思うので、そのときどういう方が、予定価格を最終的に決断なさったのかということを開くのと。

設計業者ですけれども、前に設計額、予算内で設計ができなかった業者にもう一度随契でやっていますので、その出した事業者の設計金額

というんですか、それが本当に適切なものなのかどうかというのは、行政の中でどの部署の人が、どの程度かかわって、その設計額を算出するための根拠を、設計業者がどのように調査したかという部分まで把握をなさっているかどうか。把握しているんでしたら、その内容を教えていただきたいというふうに思います。

それと、これ本当に、とうとう補正をしたり、補正で予算計上したり、それを廃止したり、実際に継続費を廃止したり、債務負担行為を設定したり、それを廃止したりということですと来ていますので、現在のところだと6月の補正の改築工事費継続費として8億1,200万、19年度に3億2,480万、平成20年度に4億8,720万の継続を組んでいると思うんですけれども、この中で、こういうような今までの予算のところの、債務負担行為をしたり継続費を設定したり、何だかんだしていて、今の時期に設計ができ上がってきて、そして先ほどの議運の委員長への質疑になりますけれども、こういうようなときに、どういう緊急性、なるべく早くやりたいというのはもうおこなっている工事ですから、それはもうそちらのミスでおこなってしまったわけですけれども、おこなっている工事ですけれども、これが適正なものかをきちんと議会の中に諮ってもらいとも与えずに、即決にしたという、その大きな理由を聞かせてください。

以上で1回目の質疑です。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 私の方から、まず1点目の条件付一般競争入札の諸条件と予定価格の設定とその決断という形についてまずお答えを申し上げたいと思います。

資格要件でございまして、先ほどの文化会館の照明設備と同じように、共同企業体の要件ということで、地方自治法の施行令の関係です。

それから、平成19、20年度の入札参加を有しているか、あるいは工事等級のA級の格付を有しているか、それから市内に本店があるかどうかということ、それから当然、指名停止基準による指名停止中の者ではないか。あるいは、過去10年間に於いて、公共工事の建築工事を元請として施工した実績があるかどうか。そのほかこの工事の設計をした設計業者と、人的あるいは資本的關係を有する者でないかどうか。そのほか建設工事の施工中でないかとか、建設業法に基づく特定建設業の許可を有している者であるかとか、出資比率の關係です。それから、代表者の要件、あるいは代表者以外の、それぞれJVに関する要件等を資格要件として提示をしたところまでございまして、それらについては資格審査会の中で決定し判断をしたところでございます。

また、予定価格の設定については、先ほどと同じように、やはり設計がございまして、設計額を参考にして予定価格を決定したわけございまして、その予定価格を設定するについてのルールとか、そういったものについては特にございまして、それはこの場で公表することはしないというふうにございます。

それから一連の、6月補正で全体的な事業費の継続費と債務負担行為の補正をお願いしたところでございます。議員おっしゃられたように、総額8億1,200万円を、継続費としては、平成19年度は40%の施行予定ということで、3億2,480万をお願いしたところでございます。

そのほか、厨房機器として2億9,400万、これを平成19年度から20年度にかけて、債務負担行為として起こしたわけございまして、理論上は、この厨房機器を継続費と合わせて、継続費として設定という理論もございまして、厨房機器については執行が20年度になるわけで、継続費と

も、あれでいきますとゼロ、100になるわけです。執行が、20年度が100%ということで、19年度は0%であるということは、実質的な債務負担行為ということで、あえて厨房機器については債務負担行為を起こしたと、こういう経過でございます。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 2点目の設計額が適正かどうかの審査ということでございまして、設計業者から私どもの方に設計書が上がってまいりまして、その内容審査を、まず建設部の方で内容審査をさせていただいて、そしてその内容審査につきましては、業者の方から見積もりをとったりそういったことで再度チェックをするわけです。

それで設計ができ上がりましたら、再度今度、契約検査課の方に持っていきまして、契約検査課の方で再度内容をチェックいたしまして最終的に設計額が決定する、そういう仕組みになってございます。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 3点目についてお答えをしたいと思います。

ご指摘のとおり、6月の補正につきまして、ただいま総務部長から申し上げたとおり、継続費と総務負担行為を起こさせていただいた、こういう経過でございます。

それで、即決、いわゆる早くした理由はということかというような話がございました。これは、大変ご迷惑かけて、去年からありますけれども、この事由につきましては、国から交付金をいただくと、こういうことで事業を進めておるわけございまして、交付金につきましてはそういうことで、繰り越しをしていただいたと。40%、60%でございまして、40%につきましては、18年度本来いただくものを19年度に繰り越しをしたと、

こういうことであります。

そういうことからしまして、工事の執行率を40%、いわゆる来年の3月31日までに40%執行しないと、この交付金に影響が出ると、こういうことでございますので、一日も早く発注をしたいということで、即決でない最終日になりますので、3週間以上の開きができると、こういうことでございますのでそういうお願いをしたと、こういう経過でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 次に、先ほど電子入札で行ったということですが、実際に、先ほど言ったのは市内の業者でということ、入札の参加資格者格付公表名簿を見ても何ページもないんですよね。そうすると、だれが入札にかかわるかというのはもう絞られてくるので、この電子入札だれが入るかわからないという、電子入札の醍醐味はそんなにないというふうに私は思ったんです。

それと、この共同企業体を組む部分のところは、それぞれの事業者さんが企業体を組んでくるんだと思うんですけれども、入札に当たっての業者への説明会みたいなのは、実際に各社ばらばらでするんですか。集めてやったらだれが入るかがわかってしまいますよね、どういうメンバーでって。それで電子入札とどういう関係があるのかなと思うので。

それと、ここに書いてあります、それぞれの74号、75号の共同企業体の。私、今まで、そこに場所があるところの企業が中心になってとるとというのが合併後、要するに西那須野にある建物を西那須野の業者が中心になった企業体がとる。もし黒磯と組もうが塩原と組もうが、割とメインのとこ

ろが西那須野だったら西那須野がとる。塩原の施設をつくるときは塩原のところと組んだ企業体がとるといようなルールが何となくあるものですから、一応落札した事業者だけではなくて、このそれぞれのところで、私一つ一つ調べればわかるので、落札したところの企業体、それぞれのところの所在地を聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

電子入札ですので、先ほどもお答えしましたが、全体的な市内に本店がある者ということと条件として付していますので、確かに業者数は限られてまいります。

ですから、それがいわゆる通常の一般競争入札にかわる条件付の条件ということになりますので、それは現段階では仕方のないものというふうに考えています。

電子入札の手続ということで、例えば調理場の新築工事に関しては、7月17日に資格審査会をいたしまして、19日の日に入札の公告、そして参加確認申請書の受け付けを開始。そして期限を切って、最後の申し込みを受けての資格審査会。それから参加資格の確認の通知を7月末の31日に設定して、8月10日に開札をしたということで、そういう手続はすべて電子入札等を使って、いわゆる電子上を使ってやっておりますので、そういう面での業者間がわかるということに考えてはおりません。

それから、各JVの所在の関係ですが、新築工事の方の落札をいたしました生駒・万・大鹿のJVの所在ですが、生駒組は那須塩原市、旧西那須野町太夫塚です。万建設工業は、旧西那須野町の扇町、大鹿建設は、やはり旧西那須野三島ということになります。次の機械設備工事の小出・佐藤・エムアイですが、小出が旧

西那須野町になりますか、東町であります。佐藤設備が旧黒磯の上中野、エムアイが、やはり旧黒磯の黒磯ということになります。

以上であります。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 先ほど建設部長が、業者から見積もりをとって確認を、最終的にするんだという見積もり、業者から見積もりをとってという言い方をしましたけれども、設計業者が設計額を算出したものを、行政が確認をしていく作業をするときに、業者から見積もりをとったということなんですけれども、それぞれのところ、どういふ業者からとったのか聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、74号の落札率は86.1%でいいのかな。それで、75号の方が96.7%ということで、思ったよりも高かった、落札率が高かったという部分のところで、予定価格という部分のところが、割と今談合がなされてなかったりすればもっと下がるという言い方をされている中、96.7%だったという部分のところはどのように分析をなさったかという部分も聞かせていただきたいので、それで、今の質疑を全部を聞いてから判断を、すぐに採決というのには、もうとっても苦しい状態なんですけれども、とりあえずここで、ここまです判断をしたいと思いますので、少しでもこの契約の部分のところに疑義がないような答弁をお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 手元に細かい資料を持ってきていないので大変失礼ですけれども、例えばキュービクルとしますと、例えば設計業者がキュービクルを営業者から、例えば80%なら80%という価格で値引きをして、100%の見積もりに対しまして80%の価格で設計してきます。

その内容について、私どもではもうちょっと値下げできるのではないかというような審査を内部でしているわけでございます。

その際に見積もりをとったり何かするというところでございます。

〔「見積もりの業者名だけでいい」と言う人あり〕

○建設部長（向井 明君） 誠に申しわけございません。

ちょっと今資料がないので、それについてはちょっと後でまたご連絡したいと思います。

〔「後で。採決になっちゃう」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

落札率の件ですけれども、確かに議員がおっしゃるように、新築工事については86.11%、それから機械設備工事については96.69%ということになります。

結果として、所定の手続にのっとり入札を執行した結果の落札率でございますから、それに対する特別なコメントはございませんけれども、今年度になって条件付一般競争入札を、電子入札を含んだ形で執行してございますけれども、これまで、8月15日現在ですけれども、4件ほど実施をいたしました。

おっしゃるように、99%以上であるものが1件、96%から97%のものが1件、それから94%から95%未満のものが1件、それから90%未満のものが1件ということで、トータル4件の落札率を、平均しますと93.23%ということになりますか。同じような日付でまいりますと、やはり随契や指名競争入札と比較しますと、それぞれの差はあるようなんですけれども、結果としてそういう落札率になったということでございますので、特別のこ

ントは申し上げることはございません。

以上です。

○議長（植木弘行君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 先ほどは大変失礼いたしました。

一つの例として挙げましたキュービクルについて申し上げますと、見積もりを依頼した業者でございますけれども、黒磯市内に営業所がございますオカモトデンキ、それから西那須野にございますバンテック、それからあと東京に本社がございますけれども内外電機、以上のような会社からとってございます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第74号及び議案第75号の2件については、

原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第14、議案第76号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第76号 財産の取得について提案の説明を申し上げます。

議案書21ページ、議案資料24ページ。

本案は、平成21年4月から稼働を予定しております（仮称）三島学校給食共同調理場の厨房機器一式を購入するためのものであります。

随意契約により2億5,200万円で、日本調理機株式会社と契約するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 議案第76号は財産取得によりまして、随意契約という形で見積もり入札が行われたと思います。

2億5,200万円で決定されておりますが、日本調理機栃木営業所に1社、随意契約でございまして、1回目の見積もりが2億5,000万、第2回目が2億4,700万、第3回目が2億4,000万となりまして3回目の決定で2億4,000万となっております。

うでございます。

予定価格が、これは記載されておられません。どのような価格基準で、この2億4,000万に決定をされたのかをお聞きいたしますとともに、この随意契約の場合には何回ぐらいまで見積もりを訂することができるかをお聞きいたすところでありませぬ。

以上です。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

大変失礼を申し上げます。ご質疑のとおり、その一番下に予定価格ということで、本来ならば記入されなければならないということでございます。資料が入っていないで申しわけございません。

申し上げますけれども、2億4,449万円が予定価格でございます。

それで、見積もりの執行の回数につきましては、これにつきましては原則としては2回が基準でございます。

ただ、当市の建設工事等の入札執行事務処理要領の中で、それに準じて執行したわけでございますけれども、僅少、いわゆる額が少なかった場合には再度見積もりができる、という規定がございます。まして、2億4,449万円の予定価格に対しましては、その僅少の額が約1,500万円以内であれば、再度できるということでございますので、今回の算出については、約250万ぐらいだったものですから、それを3回目にさせていただいたと、ということでございます。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 中村議員が予定価格は聞いてくださったので、その部分はなくなったんですけれども、これを随契でやるという理由が先ほどの提案説明の中になかったんですけれども、

なぜ随契にしたのか。ここしかなかったということなら、どうしてここしか、ここしかないというなら、そういう理由を言わないと随契の理由にはならないと思うんですけれども、その随契の理由をきちっと聞かせてください。随契でやりましたというだけでは随契の理由に、随契をしていいという理由になりませんので、それを聞かせてください。

それと、2億4,490万円の予定価格を算出するために、企業へのお見積もりをとったと思うんですけれども、どういう企業から見積もりをおとりになったのかも聞かせてください。

以上で1回目です。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 随契の理由ということでございますけれども、これは前にも多分申し上げてあると思いますけれども、平成17年度にプロポーザル方式といたしまして、これで5社を企画していただいて、それらについて審査をしたと、こういう経過でございます。

ですから、その当時からこの業者に決めて、そして設計に入ったと、こういうことでございますので、そのほかの、その時点で決まっていたので随意契約をしたいということで。

ただ、当然その当時も、各社から見積もりをいただいております。それで見積もり額あるいは内容について審査をしたわけでございますけれども、その見積もり額につきましても、今回改めて、いわゆる設計の変更によりまして若干の機械の変更もありましたので、再度見積もりをとるということで、今回の執行をしたと、こういうことでございまして、ですから、予算上は2億9,000何がし、債務負担行為、いただいておりますけれども、今回の最終的には2億5,200万ということで執行ができた、このように考えております。

以上です。

〔「どこの業者から見積もりをとったの」
と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 執行部の答弁を求めます。
教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 大変失礼をいたしました。

先ほど答弁をさせていただきました予定価格についてでございます。

これにつきましては、最初載せていないということで、例えば口頭で申し上げましたけれども、随意契約については予定価格、公表しないということで執行してございますので、ただいま申し上げたのは、この様式はそのまま生きてそれが正しいということをご理解をいただきたいと、このように思っております。大変失礼をいたしました。

〔「この」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 済みません。

随意ということではなくて財産の取得の訂正でございます。済みません。財産の取得については予定価格を公表しないと、こういうことでございます。

○議長（植木弘行君） 見積もりをとった業者名の答弁をいただいていると思います。

教育部長。

○教育部長（君島富夫君） それは17年度に行いまして、会社名が株式会社フジマック、株式会社ナカニシ製作所、日本調理機株式会社、株式会社アイフォー、タニコー株式会社の以上の5社からプロポーザルをしてございます。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、この5社から見積もりをとって、それでというところに日本調理機もプロポーザル方式の結果ここにしたというこ

となんですけれども、決定した理由を、では聞かせてください、もう一度。前に聞いているはずなんだというふうに思うんですけれども、私がそういう認識がなかったのもう一度プロポーザル方式にした、5社の中から見積もりをとってしたという。

それで、そのときにとった見積もりをそのまま予定価格にしたわけではないでしょうから、そのときの検討、その後この予定価格を算出するために検討したメンバーというのはどういうメンバーで、どの辺の人まで。現場は入ってはいけないと思うから現場は入っていないとは思いますが、どの辺の人でこの予定価格は決定。この様式は物品の購入だから、この様式でいいんだということなんですけれども、一応予定価格というのは決めて入札する。随契であってもするでしょうから、この金額を決めた、最終判断をしたメンバーというのはだれなのかを聞かせてください。

それと、先ほど債務負担行為をしたという部分のところ、平成19年度ゼロ、平成20年度100%ということ、債務負担行為をしたという、そういうことをしておいて、きょうここで即決だというふうにしなければならない理由というのも聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 予定価格、いわゆる入札、随契するときの執行の前提というのは予定価格でございます。

これは最終的には、もちろん市長が決定をしたわけでございます。

それとあと債務負担の関係ですけれども、先ほど総務部長からもお話ありましたように、債務負担行為は19年度ゼロ、20年度100という形でありまして、実際に本体工事が発注になれば、いわゆるこの機械が、調理機が、その工場です

から入って、どういう形になるかという話になりますので、当然その業者と打ち合わせ等々必要になってまいります。

そういう形で一体性の関係から、今回議決を得たと、こういう話になってございますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 3週間ぐらい早くなった、スケジュール的に3週間早くなったということと、3週間遅くなったということで、この工事、工事って物品の購入とそこに、建家に入れるわけですから、そちらとの話もあるということで、これが決まらなくてどう、3週間ですよ、最終日に議決するかどうか。

それで、どういう影響が、3週間早くしたからといって、どういうふうな影響があるんですか。3週間おくらせたからといって、どういう影響があるんですか。十分に私は審議する時間をとってほしいと思ったので、やたらにこういうようなところで契約のときに即決というのが、することが、私は納得できないんですけれども、そういうところで、どういう影響があるのかを、もう少し具体的に聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、まだこの日本調理に決定したという部分が、どうしてもここでなければだめだったものなんでしょうか、その方式をとらなければいけない。プロポーザル方式で随契でやらなければならないもの。これ自体は、それなりに何か説明が、ちょっとまだ腑に落ちないんですけれども、もう少し説明をしていただきたいというふうに思います。

それと、先ほどの、これはトップが最終的に金額を決めてきたら、その8掛けでいくとか、8

掛けて、こういうものにはないと思うんですけれども、工事なんかであと8掛けでいくとか85%ですとか90%ですとかって、最後にトップが決めるんだと思うんですけれども、でもトップはその出されてきた設計額とは言わないんですね、こういう場合は。何ていうんでしょうね。出されてきた金額を、だれかがレクチャーしないと、トップは判断できないと思うんですけれども、そのレクチャーする人というのは、どういう人が、この金額で積算されてきましたか。それで最終的に予定価格に該当するものを決めてくださいというものを、トップにレクチャーする人は、どなたがなさるものなのか聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 日調に決定した理由ということでございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、部内で選考委員会をつくってございます。もちろん現場の方も入っていますし教育部も入っているという面の中で検討した結果、先ほど申し上げましたように機能あるいは金額、メンテナンス等々審査した結果、日調が一番すぐれていると、こういうことで決定した経過がございます。

それと、予定価格の関係につきましては、当然担当課長、そして私も同席をさせていただいてつくっていただいた、こういう経過でございます。

その前提になります設計額といいますか、こちらの手持ちの資料としましては、当然先ほど議員から話がありましたように、何割にするかはいずれにしても、そういうものを勘案して設計といいますか、こちらの予定価格の資料をつくって市長と、最後の判断をいただいたと、こういうことでございます。

〔「即決」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 即決にしないことについて

の詳細ですね。

〔「済みません、議長」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） この調理器具の購入を3週間早めた、なぜかという話ですけれども、これは先ほど申しあげましたように、これ単独でこちらを考えていたのではなくて、要するに建設とあわせて一緒をお願いしたと、こういう事情でございます。

〔「両方聞かせて。おくれて差しさわりのないか、3週間で差しさわりのないかどうかの理由」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 実際に工事に入るといふことになれば、当然建築あるいは設備等々、準備期間等々ありますので、これだけが、単独で発注したということになれば、そういう話になると思います。いわゆる3週間おくれてもどうだという問題はないだろうと私は考えております。

ただ、一体的に同じ調理場の関係だったものですからそういうことで入ってきたと、こういうふうに理解しております。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第76号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第72号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第15、議案第72号 那須塩原市営バス設置条例の廃止についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
副市長。

○副市長（君島 寛君） 議案第72号 那須塩原市営バス設置条例の廃止について提案のご説明を申し上げます。

議案書は17ページでございます。議案資料はございません。

本案は、本年10月1日から、那須塩原地域バス、愛称ゆーバスが運行を開始するのに伴い、現在の市営バスの運行が終了することから、那須塩原市営バス設置条例の廃止について提案するものであります。

なお、那須塩原地域バスゆーバスは、さきに提案した那須塩原市営バス運行計画に基づき、市と乗り合いバス事業者がバス運行協定を結び、事業者みずからが国の事業認可を取得して運行するもので、市営バスにかわる新たな生活バス路線であります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第70号及び議案第71号

の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第16、議案第70号 政治倫理の確立のための那須塩原市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、及び日程第17、議案第71号 那須塩原市手数料条例の一部改正についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号及び議案第71号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） 議案第70号及び議案第71号につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

議案書が13から16ページ、議案資料19から20ページとなります。

まず、議案第70号 政治倫理の確立のための那須塩原市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、政治倫理の確立のための那須塩原市長の資産等の公開に関する条例中に用いている字句を改める必要が生じたことから、同条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第71号 那須塩原市手数料条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律及び都市再生特別措置法等の一部を改正する法律により、建築基準法の一部が改正され、大規模集客施設の立地規制制度、一体的かつ総合的な市街地の開発整備を実施する区域内における用途制限の適用除外制度及び密集市街地における居住環境の向上を図るための容積率の特例制度が制定されたため、それらの制度に基づく許可または認定事務に係る手数料を徴収するため条例の一部を改正するものであります。

以上、2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第59号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第18、議案第59号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○議長（植木弘行君） 議案第59号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について提案の説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料2から4ページでございます。

今回の補正は、国及び県の補助事業の決定に伴う予算措置を初め、過不足が見込まれる事業費の対応や平成18年度決算に伴う繰越金の調整などを行うものであります。

これらの主な内容につきまして申し上げますと、まず歳入では、7月下旬に、地方特別交付金と普

通交付税が決定いたしましたので、9款地方特別交付金を1,311万6,000円、また10款地方交付税8,008万6,000円を、それぞれ減額、計上いたします。

次に14款国庫支出金では、地方道路整備臨時交付金事業などの増加で1億1,882万4,000円の増額を行い、15款県支出金では、障害者自立支援特別対策事業費補助金などで2,353万6,000円を追加いたします。

また、16款財産収入では、那須塩原警察署移転予定地売払代として1億4,414万7,000円を計上いたします。

このほか18款繰入金では、減債基金繰越金を1億円減額いたしますが、元気なまちづくり基金などからの繰入金、決算に伴う特別会計からの繰入金で差し引き1億2,834万9,000円を追加いたします。

さらに、19款繰越金では、平成18年度の決算に伴う前年度繰越金9億7,286万7,000円を計上いたしますが、21款市債は、臨時財政対策債の借入限度額の確定などにより1億60万円の減額となります。

これらのことで、歳入補正額は、11億9,513万2,000円の増額補正となります。

一方の歳出であります。まず2款総務費では、21年度評価替えに伴う固定資産税課税準備として、空中写真撮影や鑑定評価業務などに8,338万2,000円を追加いたします。

次に3款民生費では、健康長寿センターの温泉井戸しゅんせつ工事費を初め、不足が見込まれる自立支援法事業や児童扶養手当費の対応などで1億1,384万7,000円を追加いたします。

また、4款衛生費では、不足が見込まれる3清掃センターの修繕料等で1億3,095万8,000円を計上いたします。

さらに6款農林水産費では、(仮称)黒磯インターチェンジ整備と歩道を合わせて行う「中の内橋」の耐震補強工事費などの計上で2,305万4,000円を追加いたします。

次に8款土木費であります。国庫補助金の決定に伴い、西那須野地区まちづくり交付金事業費などの調整を行うほか、道路除雪対策事業費の計上、那須塩原警察署移転に伴う市道つけかえの改良や、公園移設費の追加などで3億7,087万7,000円を増額計上いたします。

また、9款消防費には、消防コミュニティーセンターや消防自動車整備費で1,645万5,000円を追加し、10款教育費では、学校給食共同調理場などの機器更新、不足が見込まれる体育振興費や各施設修繕費の計上などで1,219万2,000円を追加いたします。

このほか歳入補正額と歳出補正額を比較し4億4,436万7,000円の財源が生じることになりますので、これらを14款予備費に計上することで、歳出の補正額を歳入補正額と同額にするものであります。

これらにより、平成19年度那須塩原市一般会計予算総額は445億9,306万3,000円となります。

なお、これらの補正予算の詳細につきまして、別に添付してあります平成19年度9月補正一般会計予算執行計画書をごらんいただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(植木弘行君) 説明が終わりました。

◇

◎議案第60号～議案第65号の

上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第19、議案第60号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第24、議案第65号 平成19年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第65号までの6件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） それでは、議案第60号から議案第65号までの6議案につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第60号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書3ページ、議案資料5ページから6ページとなります。

今回の補正は、平成18年度決算に伴う繰越金の整理、平成18年度国庫支出金等の確定に伴う精算及び平成20年度から医療保険者に義務づけられる特定健診保健指導事業に要するシステムの整備に関する費用の追加が主なものであります。

まず、歳出では、1款総務費に特定健診・保健指導事業に要するシステムの整備に関する費用154万1,000円を計上いたします。

7款基金積立金には、財政調整基金積立金3億円を計上いたします。

9款諸支出金には、平成18年度国庫療養給付費負担金の額の確定に伴い、受け入れ超過分を返還するため1,578万6,000円を、また平成18年度一般会計繰入金の決算に伴う一般会計繰出金7,452万

1,000円、合わせて9,030万7,000円を計上いたします。

10款予備費には2億7,554万3,000円を計上いたします。

次に、歳入では、4款療養給付等交付金に、平成18年度療養給付費等交付金の交付決定による追加交付額1,614万5,000円を増額いたします。

8款繰入金に154万1,000円を追加計上し、さらに9款繰越金は平成18年度の決算において、歳計剰余金が決定したことに伴い、その他繰越金に6億4,970万5,000円を計上いたします。

続いて、議案第61号 平成19年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書4ページ、議案資料は7ページとなります。

今回の補正は、平成18年度決算に伴う繰越金の整理、平成18年度国庫支出金等の確定に伴う追加交付及び後期高齢者医療制度対応システム整備補助金等について補正を行うものであります。

歳入において、2款国庫支出金に、平成18年度医療費負担金の精算に伴う追加交付額5,391万1,000円及び後期高齢者医療制度対応システム整備補助金157万5,000円を計上いたします。

4款繰入金に、一般会計歳入繰入金1,469万5,000円を計上いたします。

また、5款繰越金では、前年度繰越金748万5,000円を減額いたします。

一方、歳出については、1款総務費に後期高齢者医療制度に対応するシステムの整備費用626万9,000円。

3款諸支出金に、平成18年度老人医療給付費等県費負担金確定に伴う返還金455万5,000円、平成18年度国庫事務費負担金の確定に伴う返還金6万3,000円及び一般会計繰入金の精算に伴う一般会

計への返還金5,180万9,000円、合わせて5,642万7,000円を増額補正するものであります。

以上、歳入歳出それぞれ6,269万6,000円を増額補正し、補正後の予算総額を74億851万5,000円とするものです。

続きまして、議案第62号 平成19年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案の説明を申し上げます。

議案書は5ページ、議案資料は8ページから9ページとなります。

今回の補正は、地域支援事業費の予算の組み替えを行うほか、平成18年度決算に伴う繰越金の整理などを行うものであります。

歳入につきましては、1款保険料に第1号被保険者保険料の滞納繰越分1,080万6,000円を計上し、また地域支援事業に充てるため、3款国庫支出金に328万円、4款支出基金交付金に554万6,000円、5款県支出金に164万1,000円をそれぞれ追加計上し、7款繰越金では地域支援事業交付金は増額いたしますが、財政調整基金繰入金を減額するため、差し引き1,102万円を計上し、8款繰越金には平成18年度決算に伴う繰越金2億8,365万1,000円を計上するものであります。

次に、歳出につきましては、1款総務費に50万2,000円を計上し、3款地域支援事業費には事業費の予算の組み替え等により3,510万円増額計上いたします。

また、平成18年度決算に伴い、5款基金積立金に9,918万6,000円を計上し、7款諸支出金に平成18年度介護給付費負担金などの精算による国庫支出金、県負担金の返還金及び一般会計繰出金を合わせ1億7,441万8,000円を計上いたします。

このほか、歳入補正額と歳出補正額を比較し、673万8,000円の余剰財源が生じるため、8款予備費に計上し、歳出補正額を歳入補正額同額とする

ものであります。

これらの補正により、歳入歳出それぞれ3億1,594万4,000円を追加し、予算総額を50億7,952万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第63号 平成19年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案のご説明を申し上げます。

議案書6ページ、議案資料は10ページから11ページとなります。

今回の補正は、事業費の過不足の調整及び平成18年度決算に伴う繰越金の整理等を行うものであります。

歳出につきましては、1款下水道管理費において一般管理費の備品購入費で30万円、管渠管理費の委託料で1,200万円の合わせて1,230万円を増額する一方、水処理センター施設維持管理費の委託料で1,100万円減額いたします。

2款下水道建設費では、塩原処理区の全体計画見直しのため委託料に1,100万円、汚水管の整備等を行うための工事請負費に2,790万円、那須塩原警察署移転関係で負担金に500万円を計上し、歳出で総額4,520万円の増額補正をするものであります。

歳入については、3款国庫支出金に550万円及び7款市債に3,140万円を増額し、さらに5款繰越金で前年度繰越金4,468万7,000円を増額する一方、この繰越金の増額により4款繰入金では、一般会計からの繰入金3,638万7,000円を減額するものであります。

これら補正により、歳入歳出予算総額をそれぞれ33億9,627万4,000円とするものであります。

なお、これらの予算補正のほか、塩原水処理センターの直流電源装置更新工事に伴い、平成19年度、20年度に設定した継続費について、平成20年度設定額の減額変更をするものでございます。

続きまして、議案第64号 平成19年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案のご説明を申し上げます。

議案書7ページ、議案資料は12ページとなります。

今回の補正は、早急に対応が必要な経費の計上と繰越金の整理などを行うものであります。

歳出につきましては、早急に対応が必要な経費として、南赤田地区浄化センターの回分槽コントローラータッチパネル等機器修繕料200万円、また東部地区の公共汚水升設置工事費78万円、合わせて278万円を計上するものであります。

これに対し、歳入は、前年度繰越金で79万4,000円を増額する一方、なおも財源が不足することから、一般会計繰入金198万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を8,956万9,000円とするものでございます。

最後に、議案第65号 平成19年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案のご説明を申し上げます。

議案書は8ページ、議案資料は13ページとなります。

今回の補正は、繰越金及び公債費償還金利子の額が確定したことに伴いまして、事業費の減額補正をするものであります。

歳入について、2款繰入金241万8,000円を減額し、一方で3款繰越金131万8,000円を増額計上いたします。

歳出については、整地工事が必要となった1款区画整理事業費を130万円増額し、償還金利子が、当初予定額より軽減した2款公債費を240万円軽減するものであります。

これらにより、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ110万円を減額し、1億5,980万2,000円とするものであります。

以上、6議案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。失礼しました。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1時00分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎議案第66号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第25、議案第66号 平成19年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） 議案第66号 平成19年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）について提案のご説明を申し上げます。

議案書9ページ、議案資料14ページとなります。

今回の補正は、平成18年度決算に伴う繰越金の整理を行うものであります。

本会計における18年度決算剰余金は4,239円あります。これを3款繰越金に計上いたしますが、当初予算で1,000円を計上しておりますので3,000円の補正額となります。

歳出につきましては、予算計上額の範囲内で対

応できる見込みで増額する必要がありませんので、2 款の繰入金におきまして、一般会計からの繰入金を同額減額することといたします。

なお、今回の補正は、予算総額の変更はございません。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第 6 7 号及び議案第 6 8 号

の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第26、議案第67号 平成19年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第27、議案第68号 平成19年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたしたいと思いますが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号及び議案第68号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） それでは、議案第67号、議案第68号につきまして、一括して提案の説明を申し上げます。

まず、議案第67号 平成19年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

議案書は10ページ、議案資料は15ページとなります。

今回の補正は、平成18年度決算に伴う繰越金の整理を行うものであります。

歳入につきましては、平成18年度決算に伴い繰越金が生じたため、5 款繰越金で411万円を増額するものであります。

歳出につきましては、3 款予備費に100万円を計上いたします。これらにより、歳入との比較で311万円の余剰金が生じるため、これを温泉事業施設整備基金に積み立てることとし、歳出補正額を歳入額と同額とするものであります。

これらにより、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ6,026万5,000円となります。

続きまして、議案第68号 平成19年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書11ページ、議案資料は16ページとなります。

今回の補正は、平成18年度決算に伴う繰越金等の整理を行うものであります。

歳入につきましては、1 款霊園墓地事業収入で、平成19年度さくら公園墓地の管理手数料増収分2万6,000円を、3 款繰越金では、平成18年度決算に伴い繰越金が生じたため613万4,000円をそれぞれ増額し、2 款繰入金で一般会計からの繰入金534万2,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、歳入補正額と同額の81万8,000円を3 款予備費に増額いたします。

これらにより、歳入歳出それぞれ81万8,000円を増額し、補正後の予算総額を8,915万3,000円とするものであります。

以上、2 議案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第 6 9 号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第28、議案第69号 平成19年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第69号 平成19年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）について提案の説明を申し上げます。

議案書12ページ、議案資料17、18であります。

今回の補正は、収益的支出において、黒磯水道事業及び塩原水道事業で、漏水調査業務委託料及びその修繕費として、営業費用5,100万円を増額し、塩原水道事業で県火山砂防事業の工事箇所の一部かかっている配水池用地を売却することに伴い、固定資産売却損109万円を増額し、補正後の予算額を23億3,999万9,000円とするものであります。

次に、資本的収入において、黒磯水道事業で新警察署移転工事に伴う配水管布設替工事及び北地区区画整理事業に合わせた配水管布設替工事の負担金1,248万4,000円を、都市計画道路3・4・1配水管布設替改良工事に伴う補償金1,000万円をそれぞれ増額し、西那須野水道事業では、老朽管更新事業の国庫補助採択に伴い、国庫補助金5,999万9,000円を増額し、企業債6,000万円を減額し、さらに塩原水道事業で、火山砂防事業用地売却代金14万6,000円を増額することにより、補正後の予算額を12億2,626万8,000円とするものであります。

また、資本的支出においては、黒磯水道事業で、配水設備拡張費1億608万4,000円を増額することにより、補正後の予算額を21億8,123万8,000円とするものであります。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足

する額については、損益勘定留保資金等で補正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

◎認定第1号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第29、認定第1号 平成18年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 認定第1号 平成18年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算の認定について提案の説明を申し上げます。

議案書23ページ、議案資料30から43ページであります。

平成18年度の一般会計決算額は、歳入では411億2,049万6,880円、歳出では394億8,507万6,032円であります。

歳入歳出の差し引き額は形式収支で16億3,542万848円の黒字、また翌年度へ繰り越すべき財源1億4,625万5,000円を差し引いた実質収支においても、14億8,916万5,848円の黒字決算となりました。

この決算額について、平成17年度決算額と比較をしてみますと、歳入においては19億2,240万5,757円の、また歳出では19億6,076万4,804円の増額となっております。

これらの増額となった主な理由は、歳入では、既に着手をしている継続事業等の本格的な対応と早期完成を図るため、特定目的基金からの基金繰

入金で11億6,544万7,921円の増、合併特例債等の市債で3億370万円の増額となったほか、所得譲与税の増による地方譲与税4億3,695万4,498円の増額などによるものであります。

一方、歳出では、土木費でまちづくり交付金事業等による7億923万1,359円の増、児童手当等による民生費で3億5,045万2,674円の増、ごみ処理施設整備事業に伴う衛生費で3億7,515万9,498円の増などによるものであります。

なお、平成18年度は、異常低温による道路災害の災害復旧費として、前年度対比2億4,090万2,116円増の臨時的支出がありました。

これらの決算の詳細につきましては、お手元に配付をしてございます議案資料及び市政報告書のとおりでありますので、これらを精査の上、認定くださいますようお願い申し上げ提案の説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

◎認定第2号～認定第4号の上程、
説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第30、認定第2号 平成18年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第32、認定第4号 平成18年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第4号までの3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 認定第2号から認定第4号の3件につきまして、一括して説明をさせていただきます。

まず認定第2号 平成18年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

議案書は24ページ、議案資料は44ページから45ページとなります。

那須塩原市国民健康保険の加入世帯は、平成18年度末現在で2万2,658世帯、被保険者は4万7,457人で、昨年度末より1,018人の減少となりました。これは最近の良好な経済情勢と雇用環境を反映したものであると考えられます。

本市の全世帯、全人口に占める割合を見てみますと、世帯数では54.5%、被保険者数では41.3%となっております。

経理状況についてご説明を申し上げます。

まず、歳入につきましては、総額が117億4,004万7,235円となり、前年度と比較して8.3%の増となりました。主なものとしては、国民保険税が前年度比較で0.2%の微増となりました。

次に、国庫支出金では3.4%の減となりました。

一方、療養給付費等交付金は17.4%と大幅な増となりましたが、これは退職被保険者の増加に伴う医療費の増加によるものであります。

また、共同事業交付金は284.3%の増加となっておりますが、これは平成18年10月から、県内全市町の国保の財政の安定化を図るため、新たに1件当たり30万円以上の医療費に関して、共同事業が行われたためであります。

次に、歳出につきましては、総額110億9,034万454円、前年度比較で10.3%の増となっております。主なものとしては、保険給付費が3.7%の増となりました。これは、医療費の伸びによるもの

であります。

次に、老人保健拠出金は、老人保健対象年齢の引き上げにより、国民健康保険に加入する老人が減少していることから3.7%の減となっております。

一方、介護納付金は介護保険の利用が増加していることから、0.1%の減少にとどまり横ばい状態であります。

なお、共同事業拠出金は歳入で説明をしましとおり、1件当たり30万以上の医療費の財政安定化共同事業の新設により271.7%の増となっております。

以上、歳入歳出の差し引き額6億4,970万6,781円は、翌年度に繰り越しいたします。

続きまして、認定第3号 平成18年度那須塩原市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について提案のご説明を申し上げます。

議案書25ページ、議案資料は46から47ページとなります。

老人保健医療受給対象者は、平成18年度末において9,871人、前年度と比べて482人、4.7%の減となりました。これは、対象年齢が70歳から75歳に段階的に引き上げられていることによるものであります。対象者の内訳は、国民健康保険加入者が79.2%を占め、他の被用者保険等加入者と比べ高い割合を示しております。

歳入につきましては総額67億3,057万907円で、前年度と比較して6.1%の減となっております。主なものとして、支払基金交付金が35億7,147万884円、国庫支出金19億7,643万5,332円、県支出金が4億9,375万9,000円、一般会計からの繰入金金が5億8,261万4,000円となっております。

歳出につきましては、総額が67億2,805万5,030円で、前年度と比較して4.8%の減となっております。その内訳につきましては、医療諸費が65億

3,835万3,571円で6.5%の減となりました。高齢者1人当たりの年間医療費は、初めて前年度を下回りました。

なお、歳入歳出の差し引き額251万5,877円は翌年度に繰り越しいたします。

続きまして、認定第4号 平成18年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

議案書は26ページ、議案資料は48から49ページとなります。

介護保険制度は、制度開始後6年が経過し、大幅な制度改正が行われ、平成18年度から予防重視型システムへの転換が図られました。また、平成18年度は、第3期介護保険事業計画のスタートの年であり、新たな制度の定着と円滑で適正な介護保険事業の運営に努めてきたところであります。

平成19年3月31日現在の要介護認定者数は2,888人となり、うち介護サービス利用者は在宅で1,789人、施設入所で526人、地域密着型で95人の合計2,410人となっております。要介護認定者のサービス利用率は83.4%で、県平均を上回っている状況であります。

決算の状況につきましては、歳入総額で44億8,251万6,178円、歳出総額で41億9,765万753円となっております。

歳入のうち第1号被保険者の介護保険料につきましては、94.7%の収納率となっております。

歳出につきましては、全体の94%の39億4,449万3,085円を保険給付費が占めており、内訳は施設給付費が15億3,523万2,276円、居宅給付費が20億2,531万1,227円、新たな項目の地域密着型介護サービス給付費が2億2,332万4,758円、介護予防サービス等諸費が1億1,086万305円となり、その他高額介護サービス費などの費用が4,976万4,519円となっております。また、制度改正に伴う地域

支援事業費は7,064万622円となりました。

なお、歳入歳出差し引き額2億8,486万5,425円は、翌年度へ繰り越しといたします。

以上、3件につきまして、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

◎認定第5号～認定第7号の上程、
説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第33、認定第5号 平成18年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第35、認定第7号 平成18年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号から認定第7号までの3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 認定第5号から認定第7号までの3件について一括して提案の説明を申し上げます。

まず、認定第5号 平成18年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

議案書27ページ、議案資料50、51ページであります。

本水道の年度末における給水区域内人口と給水人口は、ともに102人で、普及率は100%でありま

す。また、年間配水量4万7,056㎡のうち、有収水量は2万4,769㎡で、1人1日当たりの平均有収水量は665ℓであります。

経理の状況につきましては、歳入総額が554万6,165円で、その主な内訳は、水道事業収入で371万1,072円、繰越金で183万5,093円となっております。

歳出総額も554万6,165円で、主なものは水道事業費で433万8,087円、諸支出金で120万8,078円あります。

次に、認定第6号 平成18年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

議案書28ページ、議案資料52、53ページであります。

本水道の年度末における給水区域内人口と給水人口はともに113人で、普及率は100%であります。また、年間配水量6万2,969㎡のうち有収水量は6万1,876㎡で、1人1日当たりの平均有収水量は1,500ℓであります。

経理の状況につきましては、歳入総額が853万5,932円で、その主な内訳は水道事業収入で712万9,166円、財産収入で1万1,441円、繰越金で139万5,325円となっております。

歳出総額は853万5,932円で、主なものは水道事業費で462万3,259円、積立金で391万2,673円あります。

次に、認定第7号 平成18年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

議案書29ページ、議案資料54、55ページであります。

本水道事業の年度末における給水区域内人口1,014人に対し、給水人口は696人で、普及率は68.64%であります。また、年間配水量37万9,262

m³のうち有収水量は28万9,357m³で、1人1日当たりの平均有収水量は1,139ℓであります。

経理の状況につきましては、歳入総額が1億121万9,701円で、その主な内訳は、水道事業収入で2,717万7,410円、繰越金で519万181円、繰越金390万7,448円、諸収入で22万8,185円、市債6,320万円となっております。

歳出総額も1億121万9,701円で、主なものは水道事業費で9,549万4,433円、公債費で570万8,791円であります。

以上、3件につきまして、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げますといたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。



◎認定第8号～認定第10号の上

程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第36、認定第8号 平成18年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第38、認定第10号 平成18年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号から認定第10号までの3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 認定第8号から認定第10号の3件につきまして一括して提案の説明をさせていただきます。

まず、認定第8号 平成18年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書30ページ、議案資料56ページから57ページとなります。

下水道の整備状況であります。汚水管渠については、黒磯、西那須野及び塩原の3地区合わせて1万5,780.9m、雨水管渠については、区画整理地内及び西那須野地区合わせて498.9mを整備いたしました。

また、平成18年度より塩原水処理センターの更新工事に着手いたしました。

これらの整備により、市全体の汚水整備面積は事業認可面積2,599haに対し1,925.6haで、整備率は74.1%となっております。管渠の総延長は、汚水管が405.2km、雨水管が26.1kmとなりました。

下水道普及状況につきましては、供用開始区域内人口5万7,997人に対して、水洗化人口5万324人となり、水洗化率は86.8%となっております。

また、行政人口11万4,736人に対する普及率は50.5%になりました。

経理の状況につきましては、歳入総額39億3,099万1,414円、歳出総額38億7,691万3,155円で、決算規模は歳入で1.9%、歳出で0.8%とそれぞれ前年度を下回りました。

歳入につきましては、2款使用料及び手数料、4款繰入金、5款繰越金、7款起債の収入が伸びているものの、1款分担金及び負担金、3款国庫支出金、6款諸収入の減により、前年度より総額で4,325万3,020円の減となりました。

歳出につきましては、2款下水道建設費において、平成17年度からの明許繰り越しがあったため4,737万9,569円の増となったものの、1款下水道管理費、3款流域下水道費、4款公債費において減となり、総額で3,219万8,217円の減となりました。

た。

歳入歳出差し引き額は5,407万8,259円となり、繰越明許費繰越額439万1,000円を除いた実質収支額4,968万7,259円につきまして翌年度に繰越いたします。

続いて、認定第9号 平成18年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について提案のご説明を申し上げます。

議案書は31ページ、議案資料は58ページから59ページとなります。

平成18年度末の加入状況につきましては、加入戸数が南赤田地区385戸、東部地区401戸の合わせて786戸となっております。

次に、経理の状況について申し上げます。

平成18年度の決算状況は、歳入8,086万7,658円、歳出7,987万3,158円で、歳入歳出差し引き額99万4,500円が実質収支額となります。

歳入につきましては、2款使用料及び手数料が増となった一方、1款分担金及び負担金、4款繰越金及び5款諸収入がそれぞれ大幅減になったことで、3款繰入金では一般会計から所要額の繰り入れを行い、総額で前年度より119万994円の増となりました。

歳出につきましては、1款管理費が減となった一方、2款公債費の建設費償還が増となり、総額で前年度より787万3,253円の増となりました。

続きまして、認定第10号 平成18年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について提案のご説明を申し上げます。

議案書は32ページ、議案資料は60ページから61ページとなります。

平成18年度における主な事業は、那須塩原駅北地区土地区画整理事業地内の都市計画道路及び区画道路築造965.74mを実施いたしました。

これらの経理状況は、歳入総額で2億7,164万

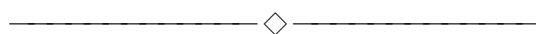
2,980円となり、内訳として1款の事業収入で187万4,400円、2款繰入金640万9,000円、3款繰越金75万9,580円、5款市債2億6,260万円となっております。

これに対する歳出は、1款の区画整理事業費では、工事請負費、物件移転等補償費等で2億6,788万746円、2款公債費に244万3,052円を合わせ、歳出総額では2億7,032万3,798円となりました。

なお、歳入歳出の差し引き残額131万9,182円については翌年度に繰り越いたします。

以上、3件につきましてよろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。



◎認定第11号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第39、認定第11号 平成18年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） 認定第11号 平成18年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書33ページ、議案資料62から63ページとなります。

本会計は、事業用地の先行取得を行うことで、公共事業の円滑で効率的な執行を図ることを目的として設置したものです。

18年度は新たな用地取得はありませんでしたので、これまでに取得した事業用地の償還を行いま

した。

経理の状況につきましては、一般会計から繰入金と前年度繰越金を合わせて5,598万266円を財源といたしまして、平成7年度に取得した黒磯駅西口駅前広場周辺整備事業用地と文化会館駐車場用地、13年度に取得した保健福祉施設用地、さらに14年度取得の市道松浦町稲村線用地に関する元金と利子の償還を行いました。

償還金は全体で5,597万6,027円でありましたので、差し引き4,239円の剰余金が生じたので、これを翌年度に繰り越すものであります。

よろしくご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。



◎認定第12号及び認定第13号

の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第40、認定第12号 平成18年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、及び日程第41、認定第13号 平成18年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、認定第12号及び認定第13号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 認定第12号から認定第13号の2件につきまして一括して提案の説明をさせていただきます。

まず、認定第12号 平成18年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について提案のご説明を申し上げます。

議案書は34ページ、議案資料64から65ページとなります。

平成18年度は、市営温泉事業として8カ所の源泉を23軒に給湯しております。また、上・中塩原管理事業では、3カ所の源泉から212軒に給湯しております。

経理の状況につきまして申し上げます。

平成18年度の決算状況は、歳入7,014万7,195円、歳出6,603万5,578円で、411万1,617円が実質収入額となります。

歳入の主なものにつきましては、2款事業収入の温泉特別使用料と温泉使用料で5,898万761円、5款繰越金1,114万793円となっており、歳入合計7,014万7,195円となっております。

次に、歳出の主なものにつきましては、1款管理費において、温泉事業施設整備基金積立金として、積立金で1,993万円、2款建設費において宮島橋本設橋工事に伴う温泉館天蓋工事費997万605円となっており、歳出合計6,603万5,578円となっております。

次に、認定第13号 平成18年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について提案のご説明を申し上げます。

議案書は35ページ、議案資料は66から67ページとなります。

墓地事業に係る特別会計につきましては、市民の墓地需要の高まりが継続的に見られる中で、赤田霊園事業、さくら公園墓地事業ともに、適正な管理運営に努めてきたところであります。

赤田霊園については、18年度早々に既存墓地の全区画の対応が終了しましたので、隣接の墓地用地を区画造成するため、調査測量設計を実施し、

平成20年度から供用開始できるよう造成に着手いたしました。

経理の状況につきましては、歳入総額で3,622万4,024円、歳出総額で2,998万8,791円となっております。

歳入としましては、事業収入として墓地使用料と管理料で178万1,720円、繰越金として2,082万5,000円、前年度繰越金が1,361万7,322円となっております。

歳出につきましては、事業費として赤田霊園の造成のための測量設計業務委託や清掃管理委託、修繕費、光熱水費など合わせて335万9,669円、公債費は2,662万9,122円を支出しております。

なお、歳入歳出差し引き残額623万5,251円は翌年度に繰り越しいたします。

以上、2件につきましてよろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

◎認定第14号～認定第16号の

上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第42、認定第14号 平成18年度那須塩原市黒磯水道事業会計歳入歳出決算認定についてから
日程第44、認定第16号 平成18年度那須塩原市塩原水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、認定第14号から認定第16号までの3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 認定第14号から認定第16号までの3件につきまして一括して提案の説明を申し上げます。

まず、認定第14号 平成18年度那須塩原市黒磯水道事業会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

議案書36ページ、議案資料68ページであります。

本水道の年度末における給水区域内人口6万910人に対し、給水人口は5万8,501人で、その普及率は96.04%になっております。また、年間有収水量につきましては、前年度に比べ2万878m³減の598万3,957m³となりました。

建設改良事業では、第5次拡張事業として、鍋掛地区で舗装本復旧工事を行いました。また、老朽管更新事業として、黒磯、鍋掛、東那須野、高林の各地区で配水管の布設替工事を行い、配水管整備事業として黒磯地区で配水管の布設替工事及び布設替工事舗装復旧工事を行い、東那須野地区で区画整理事業に合わせた配水管布設替工事を行いました。

経理状況につきましては、上水道事業費収益で11億9,265万2,617円となり、前年度に比べ440万6,979円の増となりました。

上水道事業費用においては、前年度に比べ1,630万3,177円減の10億571万6,873円で、消費税抜きで1億7,524万4,619円の純利益が生じました。

また、基本的収入は、合計で2億8,046万7,800円となり、前年度に比べると6,801万5,635円の増となりました。

一方、資本的支出においては、合計で5億3,371万1,255円となり、前年度に比べ3,396万8,985円の増となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億

5,324万3,455円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,384万32円、過年度分損益勘定留保資金2,250万1,786円、当年度分損益勘定留保資金1億7,990万661円、減債積立金1,000万円及び建設改良積立金2,700万976円をもって補てんをいたしました。

次に、認定第15号 平成18年度那須塩原市西那須野水道事業会計歳入歳出歳入歳出決算認定について申し上げます。

議案書37ページ、議案資料69ページであります。

本水道の年度末における給水区域内人口4万6,572人に対し、給水人口は4万6,224人で、その普及率は99.25%になっております。

また、年間有収水量につきましては、前年度に比べ6万5,762 m^3 減の488万9,400 m^3 となりました。

建設改良事業では、老朽管更新事業として、二つ室、北二つ室、三区町、四区町、東赤田、東三島、西三島の各地区配水管の布設替工事を行いました。また、配水管整備事業として、下永田区、一区町、三区町、西三島、太夫塚、五軒町の各地区の配水管の布設替工事を行いました。

経理の状況につきましては、水道事業収益で10億3,280万1,794円となり、前年度に比べ304万4,703円の減となりました。

水道事業費用においては、前年度に比べ614万4,157円減の9億504万3,729円で、消費税抜きで1億1,194万1,587円の純利益が生じました。

また、資本的収入は2億7,742万4,168円となり、前年度に比べ1億3,647万1,033円の増となりました。

一方、資本的支出においては、合計で5億354万2,774円となり、前年度に比べ4,395万9,970円の減となりました。

資本的収入が資本的支出額に不足する額2億2,611万8,606円は、当年度分消費税及び地方消費

税資本的収支調整額1,543万326円、過年度分損益勘定留保資金2,726万7,492円、当年度分損益勘定留保資金1億6,226万3,021円及び建設改良積立金2,115万7,767円をもって補てんをいたしました。

次に、認定第16号 平成18年度那須塩原市塩原水道事業会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

議案書38ページ、議案資料70ページであります。

本水道の年度末における給水区域内人口6,697人に対し、給水人口は6,543人で、その普及率は97.70%になっております。

また、年間有収水量につきましては、前年度に比べ16万7,715 m^3 減の181万7,503 m^3 となりました。

建設改良工事では、老朽管更新事業として、塩原地区の配水管の布設替工事を行いました。また、配水管整備事業として、上塩原、関谷、金沢の各地区の配水管布設替工事を行いました。

経理状況につきましては、水道事業収益で2億9,496万3,101円となり、前年度に比べ2,205万4,092円の減となりました。

水道事業費用においては、前年度に比べ1,538万5,006円減の2億9,786万3,687円で、消費税抜きで577万32円の欠損金が生じました。

また、資本的収入は1億98万6,746円となり、前年度に比べ6,609万2,279円の増となりました。

一方、資本的支出においては、合計で1億8,886万2,783円となり、前年度に比べ7,422万6,952円の増となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,787万6,037円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額375万5,535円、過年度分損益勘定留保資金8,412万502円をもって補てんいたしました。

以上、3件につきましてよろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。



◎認定第17号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第45、認定第17号 平成18年度那須塩原市高林財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
副市長。

○副市長（折井正幸君） 認定第17号 平成18年度那須塩原市高林財産区特別会計歳入歳出決算認定について提案のご説明を申し上げます。

議案書39ページ、議案資料71から73ページとなります。

本会計は、高林財産区の区有林の整備、管理に関連した事務事業を行うためのものでありますが、平成19年3月31日をもって、高林財産区及び高林財産区議会を廃止いたしましたので、決算につきまして市議会の認定をいただくものであります。

平成18年度の歳入につきましては、立木の売払収入はありませんでしたので、前年度繰越金と一般会計繰入金となります。また、歳出は議会費と総務費になります。

経理の状況につきまして申し上げますと、歳入総額は188万3,687円であります。内訳は、前年度繰越金が103万8,752円、一般会計繰入金が84万4,596円となっております。

一方、歳出総額につきましては、188万3,687円であります。この内訳は、議会費で64万8,280円、総務費で123万5,407円であります。

歳入歳出同額ですので、余剰金はありません。

なお、高林財産区の廃止に伴い、財産区特別会計も平成18年度末をもって廃止しており、財産区

が保有しておりました山林等すべて財産を那須塩原市に移管しております。

よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。



◎監査委員の決算審査結果報告

○議長（植木弘行君） 次に、日程第46、監査委員の審査結果の報告についてを議題といたします。

認定第1号から認定第17号までの決算につきましては、平成18年度那須塩原市一般会計、特別会計及び高林財産区特別会計歳入歳出決算、並びに基金運用状況審査意見書及び平成18年度那須塩原市水道事業会計決算審査意見書が監査委員から提出されております。

代表監査委員は登壇の上、審査結果の報告を願います。

代表監査委員、青山功君。

〔代表監査委員 青山 功君登壇〕

○代表監査委員（青山 功君） それではご報告申し上げます。

平成18年度那須塩原市一般会計、特別会計及び高林財産区特別会計決算、並びに基金運用状況審査の意見、那須塩原市水道事業会計決算審査の意見についてご報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項に基づき、市長から審査に付されました決算並びに附属書類について、議会選出の相馬司監査委員とともに、7月26日から8月24日までの期間、決算審査を実施いたしました。

初めに、平成18年度那須塩原市一般会計及び特別会計について申し上げます。

決算審査に当たりましては、決算書及びその他

関係書類等に誤りがないか、事務事業がその目的に沿って行われているか、予算の執行が適正かつ効率的、効果的に行われたか等の点に主眼を置き、審査を行いました。

その結果、計数に違算はなく、事務事業の内容も妥当なものと認められました。

審査の内容につきましては、お手元に提出してあります決算審査意見書のとおりであります、若干申し述べさせていただきます。

一般会計は、歳入決算額411億2,049万6,880円、歳出決算額394億8,507万6,032円、歳入歳出差し引き額16億3,542万848円となり、翌年度に繰り越すべき財源1億4,625万5,000円を差し引いた実質収支額は14億8,916万5,848円となっております。

高林財産区を除く特別会計は、全体で歳入決算額275億1,428万9,673円、歳出決算額265億1,045万8,542円、歳入歳出差し引き額10億383万1,131円となり、翌年度に繰り越すべき財源560万4,000円を差し引いた実質収支額は9億9,822万7,131円となっております。

また、高林財産区特別会計は、木材価格の低迷等により長年にわたり本市の一般会計からの繰入金による運営がなされており、財産区の存続が大きな課題となっております。

しかし、本財産区の議会において、平成18年度をもって廃止が決定され、そのすべての財産は本市へ移管されました。

市税を初めとした徴収対策については、鋭意努力されているところであり、特に本年度は収税課を設置するなど、収納体制の見直し強化を図り、未集金解消に向け積極的に取り組まれております。

しかし、全体の収入未済額は増加傾向にあります。今後、三位一体の改革により税源移譲が進む中、市民に対する公正・公平性の観点はもとより、徴収力が財政、ひいては行政サービスの質にまで

影響することから、これまで以上に徴収対策の充実強化を図り、全庁的な取り組み等を講じ、自主財源の確保に一層努力されることを要望いたします。

次に、平成18年度那須塩原市水道事業会計について申し上げます。

審査に当たりましては、決算書及びその他関係書類等に誤りがないか、また経済性の発揮などを主眼にして審査を行いました。

その結果、計数に違算はなく、事務事業の内容も妥当なものと認められました。

審査の内容につきましては、お手元に提出してあります決算審査意見書のとおりであります、若干申し述べさせていただきます。

水道事業会計は、3事業おのおのが独立して業務を行っていますが、組織の統合等を含めた事務事業の見直し等を行い、経営の合理化、効率化、コスト縮減等に努力され、その成果が徐々に出てきております。

しかし、塩原水道事業においては赤字決算となり、累損欠損金も増加し、水道事業を取り巻く環境は厳しい状況を迎えております。

現在、水道事業基本計画が策定中ではありますが、課題である3事業統合に向け、引き続き努力することをお願いいたします。

また、特別損失として、3事業を合わせた水道料金の不納欠損額は941万2,868円計上し、前年度に比べ件数で663件、欠損額で156万9,850円増加しております。

徴収対策については、滞納者の状態などさまざまな要因を把握し、鋭意努力されているところでありますが、市民に対する公平性の観点からも、引き続き一層の努力を期待するものであります。

なお、黒磯市水道事業及び塩原水道事業において、本年度の有収率が、対前年度比較で大きく落

ち込んでおりますが、これは総配水量の内部検査により、誤りが発見され修正されたためであります。この配水量は、施設能力の規模決定等、経営に影響するものであり、大変憂慮すべき重大な問題であります。

幸いにして、経営に大きな影響がなかったものと思われませんが、内部における調査委員会等を設け、なぜこのような事態が起きたのか、早急にその原因の徹底的説明と経営への影響及び今後の対策等について、十分に調査検討し、適切な対応をお願いいたします。そして、今後二度とこのようなことが起きないように、強く要望いたします。

今後とも、地方公営企業法に基づき、公共の福祉の増進を図るとともに、安心、安全な水の安定供給に、一層の創意工夫と努力を重ね、健全経営が図られることを願っております。

続きまして、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況の審査について申し上げます。

審査に当たりましては、基金が設置目的に沿って運営されているか、また計数に誤りはないかなどの点に主眼を置き審査を行いました。

各基金ともそれぞれ設置目的に沿って運営をされており、適正であると認められました。

結びに当たり、本年度は第1次那須塩原市総合計画が策定され、「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原」の実現に向けての、今後10年間のまちづくりの羅針盤となるものであり、既にこの計画に基づき各種施策が進められておりますが、目標どおり達成し、多くの市民が望む魅力あるまちづくりができるよう期待しております。

今後の行財政運営に当たっては、社会経済情勢を見極め、サービスを低下させることがないように、予算の効率的、効果的な執行を図ることにより、引き続き集中行財政改革プランを着実に推進し、

多様化、高度化する市民ニーズに適切に対応し、より質の高いサービス提供ができるよう、行財政運営に努力されることを要望いたし、決算審査の報告といたします。

○議長（植木弘行君） 報告が終わりました。



◎議案第77号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第47、議案第77号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 第77号議案、那須塩原市道路線の認定及び廃止について、提案のご説明を申し上げます。

議案書22ページ、議案資料は25から29ページとなります。

本案は、市道2路線認定し、2路線を廃止いたしたく、道路法の規定に基づき議会の議決を求めらるるものであります。

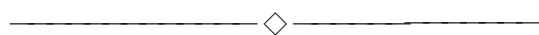
戸田横線につきましては、起点、終点を変更するため一端廃止し2路線として認定するものであります。

那須塩原駅西29号線は、那須塩原警察署新庁舎建設に伴い廃止するものであります。

この結果、市道の総延長は1,233.4km、市道路線数は2,350路線となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。



◎散会の宣告

○議長（植木弘行君） 以上で、本日の議事日程は
全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時09分